

# 2023 年度後期分授業料免除について

**重要**

## ①学部生（留学生を除く）

### I. 給付奨学金（新制度）に採用されている方

下記の書類を提出期限までに提出して下さい。

○授業料等減免の対象者の認定の継続に関する申請書（A様式2）

該当する方には、様式を **7月13日（木）** に学生住所宛に郵送します。

提出期限：8月10日（木）必着

提出方法：郵送または持参により、学生支援課までご提出ください。

詳細は教育サポートシステムの通知および郵送される書類をご確認ください。

### II. 給付奨学金（新制度）に採用されていない方

希望する方に、申請書を配布します。

配布期間：7月13日（木）～8月10日（木）

9：00～17：00（※休業日は除く、期間後は配布しません。）

配布場所：学生支援課

## 見逃してはいけません！！（上記I・II共通）

2019年に授業料免除の申請をしていた学部4年生で休学により修業年限に達していない方には、新制度（給付奨学金）に申請して、その結果、授業料免除が受けられない、または免除額が減少する、ということにならないため、経過措置として、差額を支援します。

**経過措置を希望する方に、旧制度の授業料免除申請書を配布します。**

配布期間：7月13日（木）～8月10日（木）

9：00～17：00（※休業日は除く、期間後は配布しません。）

配布場所：学生支援課

**2枚目につづく**

# 2023 年度後期分授業料免除について

**重要**

## ②大学院生（留学生含む）

新制度の対象外となるため、経過措置として、2019年までと同様の支援を行います。経過措置を希望する方に、申請書を配布します。

配布期間：7月13日（木）～8月10日（木）

9：00～17：00（※休業日は除く、期間後は配布しません。）

配布場所：学生支援課

※ それぞれの申請方法等詳細について、別途通知を送付します。

7月19日（水）までに通知が届かない場合は、学生支援課までご連絡ください。

※ 自分がどの部分の対象になっているかなど、分かりにくい部分があれば、学生支援課までご連絡ください。

学生支援課：073-457-7128